

## 「かかりつけ医」を持ちましょう

あなたや家族の病気や健康管理などを気軽に相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう。

☎ 保健所保健総務課(☎536-2554)

## 子どもの一時預かりに 保育施設のご利用を

保護者が病気・冠婚葬祭などで一時的に子どもの保育が必要となる場合に利用できます。

- 利用日:月～金曜日(祝日を除く)の保育施設の開所日
- 対象児童:●市内に住所を有する1歳以上で就学前の児童 ●保育所・幼稚園などに通っていない、または在籍していない児童

| 一時預かり実施保育施設        | 電話番号     |
|--------------------|----------|
| 桜町こども園(寿町)         | 547-7515 |
| 桜ヶ丘保育所(金池南)        | 576-8249 |
| 住吉保育所(碩田町)         | 534-5750 |
| めぐみ保育園(花高松)        | 558-9873 |
| しらとり子ども園(仲西町)      | 551-3359 |
| 滝尾保育園(羽田)          | 569-3384 |
| キッドワールドセカンド保育園(片島) | 569-8600 |
| 津守あすなろこども園(津守)     | 567-6625 |
| ゆりかごこども園(田中町)      | 544-5093 |
| 高田のぞみこども園(関園)      | 524-0801 |
| みのり保育園(中戸次)        | 597-6869 |
| 旦の原保育園(高江北)        | 554-3386 |
| 宗方保育園(上宗方)         | 547-8588 |
| 緑が丘こども園(緑が丘)       | 542-3477 |
| 大在こども園(横田)         | 592-0161 |
| よいこの森こども園 本園(花江川)  | 527-6433 |
| みんなの森こども園(丹川)      | 574-6200 |
| 坂ノ市こども園(久原中央)      | 592-1143 |
| こざい保育園(屋山)         | 528-9900 |

■ 申込み:利用日の1カ月前～7日前に希望する保育施設に電話連絡の上、事前登録の申込みをしてください。申込み後、親子面談があります。※利用日数・時間・料金については、各保育施設にお問い合わせください。

☎ 保育・幼児教育課(☎585-6015)



## 介護保険料の納め忘れは ありませんか(65歳以上の人)

介護保険料を滞納したまま一定の期間が経過すると、利用者負担が重くなるなどの給付制限を受けることになります。

生活困窮などで納付が困難な場合は、分割納付や減免制度などについて早めにご相談ください。

☎ 長寿福祉課(☎537-5741)

## 空き家相談出張窓口を開設します【無料】

- 日時:12月20日(木) 午前9時30分～正午、午後1時～4時 ※毎月第3木曜日
- 場所:J:COM ホルトホール大分1階 まちづくり情報プラザ
- 対象:空き家の所有者や管理者、将来空き家になる可能性がある家屋を所有している人
- 内容:空き家などの管理や活用方法、相続などの相談
- その他:事前予約は不要です。

☎ 住宅課(☎585-6012)

## 高齢者の運転免許証 自主返納を支援します

運転免許証を自主返納した70歳以上の市民の人へ、1万円分(500円×20枚)のタクシーチケットを交付します。運転免許証を返納した日から90日以内に申請してください。

- 申請場所:生活安全推進室(本庁舎2階)、各支所
- 申請に必要なもの:運転免許証返納時に交付される「申請による運転免許の取消通知書」、身分証明書、印鑑
- その他:☎ タクシーチケットは後日郵送します。詳しくは、生活安全推進室(☎537-5997)へ。

## DV(配偶者からの暴力) 電話相談をご利用ください

配偶者や恋人からの暴力や暴言に一人で悩んでいませんか。そんなときはまずお電話を。個人情報保護されますので、安心してご相談ください。

〈相談窓口・受付時間〉

- 中央子ども家庭支援センター(☎537-5666):平日…午前8時30分～午後6時
- 県婦人相談所(☎544-3900):平日…午前9時～午後9時 土・日曜日、祝日…午後1時～5時、午後6時～9時
- アイネス(☎534-8874):平日…午前9時～午後4時30分

## お知らせ

### 国民年金は 任意加入できます

老齢基礎年金の受給には、原則として保険料納付済期間と免除期間などを合わせた期間が10年以上必要です。10年の受給資格期間に満たない人は、60歳～70歳になるまでに保険料を納めて受給資格を得る見込みがあれば、国民年金に任意加入することができます。

満額受け取るには、20歳～60歳になるまでの40年間、保険料を納めることが必要です。未加入期間や納め忘れ、免除期間があり満額とならない人は、60歳～65歳になるまでの間、国民年金に任意加入して受給額を増やすことができます。

☎ 国民年金室(☎537-5617)

### 母子家庭等自立支援給付金制度 をご利用ください

#### ◎自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父(過去に給付金の支給を受けていない人)が、資格を取得するに当たり、対象となる教育訓練給付講座を受講し修了した場合、経費の60%、雇用保険の教育訓練給付の受給資格がある人は40%(20万円を上限)を支給します。

#### ◎高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が、介護福祉士・保育士・看護師などの資格取得を目的に、1年以上養成機関で修業する場合に、一定の受講期間の生活費を支給します。 ※支給額は所得により異なります。 ● 修業期間中の生活費の助成…月額10万円または7万5000円 ● 修了支援給付金…5万円または2万5,000円

☎ 子育て支援課(☎537-5619)

### 年末年始期間中は道路工事を 中止します

12月28日(金)午後10時～31年1月4日(金)午前9時の間、国道、県道、市道の工事を中止します(緊急工事は除く)。

- ☎ ● 国管理国道…国土交通省大分河川国道事務所(☎544-4167) ● 県管理国道・県道…県大分土木事務所(☎558-2141) ● 市道…土木管理課(☎537-5992)

## どんな法律?

この法律は、「現在もおお部落差別が存在する」との認識を示し、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない。解消することが重要な課題」として、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

現在もおお、特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由として、結婚や就職の際の身元調査、インターネット上での差別書き込みなどの差別事象が発生しています。

## 部落差別の解消に向けて

私たちの周りには部落差別をはじめ多くの差別が存在しています。

しかし、差別に苦しんでいる人は、さらなる差別を恐れ、実態を声に出すことができません。

そのため、厳しい差別の現状は、差別を受けていない人にとって見えにくくなっているのです。

部落差別をなくすためには、差別の現実を学び、「なぜこの法律ができたのか」、「差別を解消するにはどうすればよいか」を差別を受けている人の立場に立って考え、行動することが大切です。

部落差別の解消は、私たち一人ひとりの課題なのです。

☎ 人権・同和対策課 ☎537-5618



2018 大分市人権フォトコンテスト入選作品「未来へ。」

### 部落差別解消推進法

差別をなくすのは誰? 私たちです

ご存知ですか? 部落差別解消推進法

部落差別のない社会を実現するために、2016(平成28)年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行されました。なぜこの法律ができたのか、そして誰もが幸せに暮らすために大切なことは何なのか、考えてみませんか。

## マイナスからのスタート



## 人の生き方を考える

退職して2年がたとうとしています。孫の世話をしたり、趣味の時間を楽しんだりしながら日々過ごしています。

ある朝、娘から「学校のPTA会員として参加する予定だった公民館主催の人権・同和問題専門講座に、仕事の都合で急に行けなくなったの。お願い、代わりに参加して」と電話がありました。同和問題については、市報などで言葉を見るくらいで、どんな問題なのかは、ほとんど知識がありませんでした。いい機会だから、参加して学習しようと思う反面、「自分は差別をしていないし、これからはしないだろう。知ってしまうことで、逆に何か意識してしまふことはないのかな」とも思ったのです。

講座では、同和問題の歴史的背景や一昨年に施行された「部落差別解消推進法」の内容などについて分かりやすく説明があり、どのような差別でどのような問題があるのかを初めて詳しく知りました。そして、現在もおお部落差別がうわさや偏見をもとにあることを、その時、わたしは自分が働いていた頃のある場面を思い出したのです。

取引先の方と話をしていた時、別の仕事先のある人の話になると、あまりいい反応をしないことがありました。不思議に思っ理由を聞いても、はっきりとした返答はなく、そのような経験が、一度ではなく他の取引先の間でも何度か続いたのです。その人はとても誠実な人でしたが、みんなが言うのだから何かあるのだろうと思いつき、何となくそれまで通りの関わりがでなくなっていくのです。このことはずっと心に引っかかっていたのですが、改めて取引先の人達との会話を思い出してみると、これが、部落差別であるということに気付いたのでした。

周囲に流され関わりを避けた自分：知らなければ差別をしない! いや、違った。知らないことが差別をした原因だった。そして、差別をしたことすら分かっていなかった。知らなければ差別をしないからゼロだと思っていたが、実はマイナスだったのだ。後悔の気持ちで押しつぶされそうになったのです。積極的に学ぼう、そして差別について確かな認識を持たなければ、それが今からのわたしにできることだと思っています。

(ある男性の話)

「現在もおお部落差別が存在する」と明記された部落差別解消推進法が施行されて2年がたちます。差別は解消に向かっているのでしょうか? まずは、知ること、そして「自分自身を見つめ直す」ことが、差別解消の第一歩なのです。